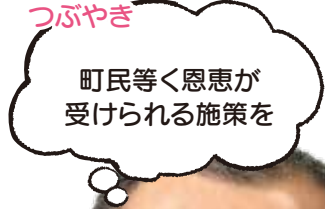


つぶやき



# 令和8年度予算 町長独自の 新規事業の考えは

## 問

## 答 入学祝金支給、 その他現在取りまとめ中



いわや  
**岩谷**

つかさ  
**司** 議員

**問** 岩谷議員

今年の国勢調査で約1,000人の人口減が見込まれ、地方交付税も1億円以上減額される見通しである。こうした厳しい財政状況の中で、新年度予算をどのような方針で編成するのか、また町長独自の新規事業を盛り込む考えは。

**答** 副町長

まず、本年10月1日基準の国勢調査人口は前回より大幅な減少が見込まれ、地方交付税、普通交付税の減少要因となる。

歳入は、地方交付税や国県支出金、町債といった依存財源が8割以上を占め、依然として国の動向に左右されやすい構造にある。固定資産税などの増収はあるものの、自主財源の脆弱さは変わらない。

歳出は、豪雨災害対応の負担は落ち着いてきたが、賃金上昇や物価高騰により施設維持管理費の負担が増している。また、道路移管、広域施設整備、老朽・遊休施設の解体、公債費の増加など、中長期の懸案事項も多く、将来を見据

えた財政運営が求められる。

新規事業については、来年3月開始予定の入学祝い金支給を令和8年度当初予算にも計上する。その他の新規事業は、現在取りまとめ中のため現時点では公表できない。町としては、財政健全化を基盤に、経常収支比率の改善や基金に過度に頼らない体制を目指す。短期的には基金の活用も必要と認識している。そのうえで、令和8年度当初予算に必要な施策を盛り込む考えである。



林道石動線延伸  
**早期着手を**

『令和12年の着手を目指し  
県に働きかける』

**問** 岩谷議員

岩坂地区は県道191号線に生活を依存し、過去に大火も経験しており、近年の自然災害を踏まえると代替路線整備は急務であると考えている。そこで、次の3点を伺う。

- ①大間越の林道の完成時期は。
- ②完成後すぐ石動線延伸に着手するのか。
- ③第3次総合計画に記載の事業費が予算計上されていない理由と今後の進め方は。

**答** 副町長

- ①現状の進捗から令和11年度末の完成予定。
- ②林道石動線の着手時期は、県代行事業。一町一事業の制約や県の予算状況によるものの、黒崎大間越線の完成後、最短で令和12年度からの着手を目指して県に働

きかけていく。

③掲載されている林道石動線改良事業は、令和7年度当初予算の災害復旧費に計上している。終点付近の盛土崩落対策工事であり、令和7年6月17日から11月28日までの工期で実施し、すでに完成している。



除排雪体制の取組  
委託業者一覧の  
提示を

『要請に応じ対応する』

問 岩谷議員

昨シーズンは記録的な大雪となり、住民対応やオペレー

ター不足など多くの課題を抱えていた。今年の除排雪を前に、業者選定も例年以上に困難であったと考えられるが、次の点を伺う。

- ①議会に対し、除排雪シーズン前に地域別の委託業者一覧を提示できないか。
- ②今シーズンの委託業者は、町税（法人税含む）に滞納がない業者で統一されているか。
- ③排雪場所として民有地を借り受けている箇所が町内にいくつあるか。
- ④民有地を排雪場所として提供している土地について、他市町のような固定資産税減免などの優遇措置を本町で実施しているか、また実施していない場合は導入する考えは。

答 副町長

①委託業者一覧については、要請に応じて対応する。また、11月28日発行の広報お知らせ版にも掲載している。②除雪業者の法人税・町税滞納については、滞納がないことを確認したうえで委託

契約を締結している。

- ③雪置き場は、町で把握しているものが27か所である。
- ④固定資産税の減免措置は、青森市や弘前市では実施しているが、当町では講じていない。積雪量が比較的少ないことや、土地所有者の善意によって協力を得られていることが理由。雪解後は原状回復を行っていることから、土地所有者とのトラブルは生じていない。



（仮称）深浦町生涯学習センター  
コインランドリーの  
併設を

『契約により生涯学習以外の用途は整備できない』

問 岩谷議員

前町長時代に（仮称）生涯学習センターへのコインランドリー併設を提言した際には、「活用方針が確定していない」との回答であった。しかし、同施設は子どもから高齢者まで幅広い世代の利用が想定され、家族の時間作りや災害時の活用も期待できることから、改めてコインランドリーの併設を提言するが、町長の考えは。

答 副町長

生涯学習センターは、深浦校舎利活用の整備基本方針に基づき、公民館・文学館・資料館を集約し、生涯学習・読書活動・スポーツ活動の拠点また子どもが集える場として整備を進めている。現在は実施設計を委託し、設計図書

作成と事業費の積算を行っている。深浦校舎の土地・建物は、令和5年2月に県との協議のうえ、町が「生涯学習の拠点施設」として10年間活用することを条件に無償譲渡された。また、譲与契約書第6条で用途指定が定められており、コインランドリーや飲食施設の併設といった生涯学習以外の用途は整備できないことを理解いただきたい。



※イメージです。

